

串もんず&咲万

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 10月 1日～ 2026年 9月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2021年 10月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付などについて周知する
- 2021年 10月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

※参考・・・育休復帰支援プラン（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標2： 2022年 9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 2021年 10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2021年 12月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2022年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始